

大阪市（消）告示第24号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月7日

大阪市消防長 橋 口 博 之

1 防火対象物の所在地

大阪市中心区上町1丁目8番3号

2 防火対象物の名称

グロース長堀

3 命令を受けた者の氏名

株式会社MKハウス 代表取締役 森田 勝利

4 命令事項

(1) 令和7年5月28日までに、11階以上の階にスプリンクラー設備を設置すること
(消防法施行令第12条第1項第12号)

(2) 令和7年5月28日までに、放送設備を設置すること
(消防法施行令第24条第3項第2号)

5 命令年月日

令和6年10月28日

(消防局予防部予防課)